

福山市建築等計画概要書等閲覧規程を次のように定める。

2020年（令和2年）4月1日

福山市長 枝 廣 直 幹

福山市建築等計画概要書等閲覧規程

（趣旨）

第1条 この規程は、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第31条の規定に基づき、建築等計画概要書及び景観法令による処分の概要書（以下「概要書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所）

第2条 概要書の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、建設局都市部都市計画課とする。

（閲覧時間及び休日）

第3条 概要書の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 閲覧所の休日は、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

3 市長は、概要書の整理その他やむを得ない理由があるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は休日を設けることができる。この場合においては、市長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

（閲覧手続）

第4条 概要書を閲覧しようとする者は、建築等計画概要書等閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

（概要書の持出禁止）

第5条 概要書を閲覧する者は、概要書を閲覧所以外の場所へ持ち出してはならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書の閲覧の停止を命じ、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 概要書を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他の概要書を閲覧する者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(書類の様式)

第8条 第4条に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。